

# 福岡県公報

令和元年8月30日  
第 34 号

## 目次

### 告示(第240号-第251号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課) …………… 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4

### 公告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 4
----------------	-----------------

### 公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活保安課) …………… 5
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課) …………… 7
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課) …………… 9
○指定講習機関の代表者の変更	(警察本部運転免許試験課) …………… 10

### 雑報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見	
---------------------------------	--

の募集 (生活衛生課) ……………10

### 再掲

○特定危険薬物の指定 (薬務課) ……………13

## 告示

### 福岡県告示第240号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日福岡県告示第356号福岡都市計画道路事業3・2・10号国道3号線及び福岡都市計画道路事業3・3・24号高木下月隈線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市事業計画の種類及び名称  
福岡広域都市計画道路事業3・2・1-10号国道3号線  
福岡広域都市計画道路事業3・3・1-24号高木下月隈線
- 3 事業施行期間  
平成21年6月29日から令和17年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
平成27年3月福岡県告示第356号の事業地に同じ
  - (2) 使用の部分  
平成27年3月福岡県告示第356号の事業地に同じ

### 福岡県告示第241号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米 柳川線	柳川市金納40番2先から 柳川市金納25番3先まで

#### 福岡県告示第242号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定に基づき、平成26年3月福岡県告示第235号筑後中央広域都市計画下水道事業柳川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
柳川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
筑後中央広域都市計画下水道事業柳川市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和57年2月13日から令和8年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
平成26年3月福岡県告示第235号の事業地中柳川市橋本町中西区及び字西区の各字の一部を削除し、次の区域を加える。  
柳川市 鬼童町の一部  
筑紫町 字中道筋の一部  
稲荷町 字東北町の全部及び字中北町の一部  
沖端町 字田代町の全部並びに字南町、字石場町及び字片原町の各字の一

部

三橋町蒲船津 字西新開、字江湖橋、字三才及び字柿原塚の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

#### 福岡県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。  
平成6年4月12日農林水産省告示第703号
- 2 変更に係る指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第244号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成6年4月4日農林水産省告示第640号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成5年5月13日農林水産省告示第501号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福岡県告示第246号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女香春線	朝倉郡東峰村大字宝珠山5418番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5371番3先まで

#### 福岡県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女香春線	朝倉郡東峰村大字宝珠山5134番先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5132番3先まで

#### 福岡県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	八 女 香 春 線	朝倉郡東峰村大字宝珠山5143番3先から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5142番先まで

**福岡県告示第249号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	山 家 西小田 線	前	朝倉郡筑前町曾根田249番 1先から 朝倉郡筑前町曾根田247番 1先まで	5.0 ～ 9.2	32.5
			後	朝倉郡筑前町曾根田249番 1先から 朝倉郡筑前町曾根田247番 1先まで	6.2 ～ 20.7	

**福岡県告示第250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	三箇山 山 隈 線	前	朝倉郡筑前町三箇山611番 51先から 朝倉郡筑前町三箇山615番 先まで	10.0 ～ 25.8	18.5
			後	朝倉郡筑前町三箇山611番 51先から 朝倉郡筑前町三箇山615番 先まで	10.0 ～ 38.0	

**福岡県告示第251号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	県道	飯 塚 大野城 線	前	大野城市山田四丁目484番 1先から 大野城市山田四丁目459番 7先まで	8.6 ～ 11.0	54.6
			後	大野城市山田四丁目484番 1先から 大野城市山田四丁目459番 7先まで	9.9 ～ 11.0	

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年8月30日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市内殿字居尺607番1、607番3、608番1及び608番4

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福津市津屋崎七丁目12番1号

学校法人寶晃学園

理事長 阿部 良寛

公安委員会

福岡県公安委員会告示第183号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和元年8月30日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日

講習時間

講習場所

令和元年10月16日（水）から同年10月24日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
--------------------------------	--	---------------------------------

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
令和元年10月21日（月）から同年10月24日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る）



。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

令和元年9月24日（火）から同年9月26日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号  
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通  
※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明す

る警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み

を行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

#### 6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

#### 7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生

活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

#### 福岡県公安委員会告示第184号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和元年8月30日

福岡県公安委員会

#### 1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

#### 2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和元年12月3日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
令和元年12月4日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

#### 3 受検定員

各検定15名

#### 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

#### 6 学科試験及び実技試験

##### (1) 貴重品運搬警備業務1級

###### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 施設警備業務1級

###### ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 7 検定申請手続等

##### (1) 事前（電話）受付期間

令和元年10月28日（月）から同年10月30日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

##### (3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

##### (4) 必要書類

###### ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の



長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)

(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円

イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間

(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法(郵送等)による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内(2日間)に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限る。)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具、警笛(警笛は貴重品運搬警備業務1級受検者のみ)及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活保安課警備係(電話092(641)4141内線3173、3174)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる(同申請書には押印が必要)。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ(URL:<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>)で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第185号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関

の指定（平成2年12月福岡県公安委員会告示第133号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月30日

福岡県公安委員会

表中	久留米自動車学校 久留米市上津町2192 吉 武 健 一	久留米自動車学校 久留米市上津町20192	を
----	------------------------------------	--------------------------	---

	久留米自動車学校 久留米市上津町2192 島 原 修 一	久留米自動車学校 久留米市上津町2192	に改める。
--	------------------------------------	-------------------------	-------

**福岡県公安委員会告示第186号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月30日

福岡県公安委員会

表中	久留米自動車学校 久留米市上津町2192 吉 武 健 一	久留米自動車学校 久留米市上津町20192	を
----	------------------------------------	--------------------------	---

	久留米自動車学校 久留米市上津町2192 島 原 修 一	久留米自動車学校 久留米市上津町2192	に改める。
--	------------------------------------	-------------------------	-------

**雑 報**

**福岡県生活衛生営業審議会公告**

公衆浴場入浴料金の今後のあり方に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、所定の方法で提出してください。

令和元年8月30日

福岡県生活衛生営業審議会 会長 山内 進

1 意見募集の対象

公衆浴場入浴料金の今後のあり方に係る答申案

2 答申案の概要

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条に基づく料金の指定については、大人は現行の440円から10円の値上げを行い450円とし、中人、小人はそれぞれ180円、70円のまま据え置くことが適当である。

料金の改定は、令和元年10月1日からとすることが適当である。

（理由）

- (1) 本年10月に予定されている消費税率引き上げに伴い、必要経費の増加が見込まれることから、公衆浴場業者から料金引き上げの要望がなされたこと。
- (2) このほど県が実施した公衆浴場経営実態調査結果に基づき、収入および必要経費の両面から算定した料金単価は大人ベースで452円であり、現行料金440円との差額は12円であったこと。
- (3) 答申後、本年10月に予定されている消費税率引き上げに合わせ、速やかに実施することが望ましいことから、今回の答申に基づく改定は令和元年10月1日からとすることが適当と考えられること。

（補足意見）

地域の公衆衛生の向上及び増進のため、県及び市町村にあつては、これまでも普通公衆浴場の経営の安定と施設の確保を目的に所要の助成措置が講じられており、業者にあつては、種々の取り組みの実施など自主努力がなされているところである。しかしながら、消費税率引き上げや入浴者数の減少など、普通公衆浴場業を取り巻く経営環境はさらに厳しさを増している。

普通公衆浴場に課せられた自家風呂を持たない住民に対する入浴機会の提供という社会的使命や高齢者をはじめとする地域住民相互の交流の促進といった役割を十分に斟酌され、今後とも普通公衆浴場が実施している集客のための様々な取り組みに係る広報強化や公的助成の充実、新たな活用方法の検討など、その振興による施設の確保に努める必要がある。

3 審議会における資料の閲覧場所

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）

- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7番8号）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642番地の1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8番1号）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2番1号）
- (6) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

## 4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から令和元年9月12日（木）

## 5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

## 6 意見書の提出先

福岡県保健医療介護部生活衛生課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3282

（電子メール）[hoisei@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:hoisei@pref.fukuoka.lg.jp)

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見を「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

**再 掲**

福岡県告示式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県告示第239号**

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和元年8月29日

福岡県知事 小 川 洋

## 1 特定危険薬物の名称

- (1) 化学名 N-フェニル-N-[1-(2-フェニルエチル)ピペリジン-4-イル]シクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
- (2) 化学名 5-ペンチル-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類
- (3) 化学名 5-(5-フルオロペンチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1H-ピリド[4,3-b]インドール-1-オン及びその塩類

## 2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

## 3 施行期日

令和元年8月30日